

農林水産部PT営農継続支援チーム設置要綱

(設置)

第1条 台湾積体回路製造股份有限公司（t s m c）の本県への進出表明以降、周辺農地の売買が加速化し、農地の貸借契約の解除の発生により農地が減少するなど、農家の利用可能な農地の確保などが課題となっていることから、農業振興と企業進出の両立を図るため、市町村と協力し、半導体関連企業の進出等に伴う農地減少に対する耕作可能な農地の確保と生産支援を目的として、営農継続支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援チームは、半導体産業の集積が進む地域の農家の営農継続を支援するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 貸借可能な農地の把握および情報共有の仕組みづくりを行う。
- (2) 鳥獣害対策、簡易な基盤整備などの対策の検討を行う。
- (3) 飼料用とうもろこしの収量増加に向けた生産支援を行う。
- (4) その他企業進出に伴う新たな営農継続に係る課題の把握、対応を行う。

(組織)

第3条 支援チームは、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 支援チームにリーダーを置くとともに、リーダーは生産経営局長を持って充てる。
- 3 リーダーは会議を主宰し、必要に応じて招集する。
- 4 支援チームの下部組織として作業部会を置き、別表2に掲げる者をもって組織する。

(事務局)

第4条 支援チームの事務局は、農地・担い手支援課に置く。

- 2 事務局長は農地・担い手支援課長をもって充てる。

(他の者の出席)

第5条 支援チームは、必要に応じて他の者の出席を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和5年6月27日から施行する。

別表 1

生産経営局長
農林水産政策課長
農業技術課長
農産園芸課長
畜産課長
農地・担い手支援課長
農村計画課長
農地整備課長
むらづくり課長
技術管理課長
（公財）農業公社事務局長
（一社）農業会議事務局長

別表 2

農林水産政策課担当班長
農業技術課担当班長
農産園芸課担当班長
畜産課担当班長
農地・担い手支援課担当班長
農村計画課担当班長
農地整備課担当班長
むらづくり課担当班長
技術管理課担当班長
（公財）農業公社担当課長
（一社）農業会議担当課長